

第 3 6 0 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、第 3に掲げる各決定（以下これらを「本件各処分」という。）に対する各審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）の対象となる行政文書を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査会における判断及び答申について

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が同一であるほか、実施機関の処分の妥当性の判断において、検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申を行うこととする。

第 3 本件各審査請求に至る経過

1 審査請求①について

(1) 平成28年 5月 2日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求①」という。）を行った。

平成28年 3月30日付け名古屋市個人情報保護審議会答申において、公立大学法人名古屋市立大学のハラスメント審査会に係る事務局及び委員の送受信メールについて、記載が全くない理由の分かるもの（閲覧は原本）（平成27年 5月22日開催の審査請求人等の意見陳述において、公立大学法人名古屋市立大学のハラスメント審査会に係るパスワードを付した証拠メールを挙証し、事務局及び委員の送受信メールの存在を証明した上、答申する上で最も重要であるとして、調査及び開示を嘆願したにも拘らず、当該答申において無視されている。）

(2) 同月11日、実施機関は、審査請求人に対し、請求内容から、過去の答申に対する意見であり、どのような文書の公開を希望するのか特定できないとして、補正依頼を行ったが、審査請求人から回答はなかった。

(3) 同年 6月 3日、実施機関は、形式上の不備による却下の非公開決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(4) 同年 7月26日、審査請求人は、本件処分①を不服として、実施機関に対して審査請求を行った。

2 審査請求②について

(1) 平成28年 5月16日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求②」という。）を行った。

平成28年 5月10日付け名古屋市個人情報保護審議会の答申において、ハラスメント調査委員のA、B及びCが作成したメモを行政文書でありながら、破棄されたという刑法違反を認める記述がある理由の分かるもの（平成28年 2月 9日付け名古屋市個人情報保護審議会の答申において、「本件事情聴取の際に、…実施機関は、ボイスレコーダーによる録音の同意を得ることが難しいと判断し、ボイスレコーダーを使用せず本件事情聴取を行った」との記述があることから、当該メモは必要欠くべからざるもので、さらに、事情聴取日の翌日からCは渡仏しており、それぞれのメモを調整している時間的余裕もなく、当該メモは調査委員会という組織で共有されており、ハラスメント審査会を左右する意思決定過程を記録したもので行政文書である。）（閲覧は原本）

(2) 同月27日、実施機関は、当該答申では、ハラスメント調査委員の刑法違反を認めた記述はなく、また過去の答申に対する意見であり、どのような文書の公開を希望するのか特定できないとして、補正依頼を行った。

(3) 同年 6月 1日、審査請求人は、上記 (2)の補正依頼に対する回答において、あくまでハラスメント審査委員会がメモを破棄したことが刑法第 258条に違反する犯罪行為であるため、この事実を名古屋市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）が認定し、答申に記載することができる定めがあるはずだと主張した。

(4) 同月 3日、実施機関は、審査請求人が述べていることは、当該答申の事実認定に対する意見であり、どのような文書の公開を希望するのか特定できないとして、再度補正依頼を行った。

(5) 同月 6日、審査請求人は、上記 (4)の補正依頼に対し、請求する行政文書の名称又は内容を「平成28年 5月10日付け名古屋市個人情報保護審議会

の答申において、ハラスメント調査委員のA、B及びCが作成したメモを行政文書ではないと証明できるもの」として回答した。

(6) 同月 8日、実施機関は、上記 (5)の回答から、審査請求人がどのような行政文書を請求しているのか特定ができなため、条例第 6条第 1項第 2号に定める公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項の記載に欠け、形式上の不備が認められるとして、却下の非公開決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(7) 同年 7月26日、審査請求人は、本件処分②を不服として、実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求③について

(1) 平成29年 5月 8日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求③」という。）を行った。

平成29年 3月 1日から平成29年 4月30日までの市民経済局市民生活部市政情報室長の送受信メール全て（添付ファイルは除く）（閲覧の上、写しの交付を依頼予定）

(2) 同月12日、実施機関は、メールは一般的に多種多様な内容のものが送受信されており、本件公開請求③における公開請求者が具体的にどのような文書の公開を希望するのかが判断できず、行政文書を特定できないこと、及び市政情報室長は平成29年 4月 1日付けの人事異動により交代しているため、同年 4月のメールについては、市政情報室長個人に着目して前任の職員のメールを求めているのか、市政情報室長という職に着目して後任の市政情報室長のメールを求めているのかが明確でないことを理由に、補正依頼を行った。

(3) 同月15日、審査請求人は、上記 (2)の補正依頼に対する回答において、同年 4月のメールについては、後任の市政情報室長のメールを求める趣旨であることを明らかにした。また、メールについては、大量であるため特定が困難ということであれば、件数及び内容を具体的に説明するよう主張した。

(4) 同月18日、実施機関は、行政文書は内容や性質に応じて分類整理され、

様々な場所に保管されるものであり公開請求の対象となる行政文書が特定職員のパソコン内に保存されているとは限らないことを説明したうえでメールは一般的に多種多様な内容のものが送受信されるため、期間や件数にかかわらず、具体的にどの様な文書を公開請求者が希望しているのかが判断できないと行政文書を特定できないことを理由に、審査請求人に対して、二度目の補正依頼を行った。

(5) 同月22日、審査請求人は、上記(4)の補正依頼に対し、請求する行政文書の名称又は内容を「平成29年 3月 1日から平成29年 4月30日までの市民経済局市民生活部市政情報室長の送受信メール全て（当該職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもので、業務内容としては、提供資料の収集及び整備、市民情報センター管理運営、情報公開及び個人情報保護に係る連絡調整、情報公開審査会及び個人情報保護審議会の運営、情報公開に係る調整、個人情報保護に係る調整）」として回答した。

(6) 同月26日、実施機関は、審査請求人の補正回答の内容は、条例上の行政文書の定義及び市民経済局市民生活部市政情報室（以下「市政情報室」という。）の業務内容全般を記載したものに過ぎず、具体的にどの様な文書の公開を求めているのかが判断できないため、行政文書を特定することができないことを理由に、審査請求人に対し、三度目の補正を求めた。また、回答期限までに補正されないときは、条例第 6条第 1項第 2号に定める公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項の記載に欠け、形式上の不備が認められるため却下することがある旨を申し添えた。

(7) 同月29日、審査請求人は、上記(6)の補正依頼に対し、請求する行政文書の名称又は内容を「平成29年 3月 1日から平成29年 4月30日までの市民経済局市民生活部市政情報室長の送受信メール全て（当該職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもので、業務内容としては、情報公開及び個人情報保護に係る連絡調整、情報公開審査会及び個人情報保護審議会の運営、情報公開に係る調整、個人情報保護に係る調整）（添付ファイルは除く。）」として回答した。

(8) 同年 6月 2日、実施機関は、審査請求人の補正回答の内容は、条例上の

行政文書の定義及び市政情報室の情報公開及び個人情報保護に係る業務内容を網羅的に記載したものに過ぎず、具体的にどの様な文書の公開を求めているのかが判断できないため、行政文書を特定することができないことを理由に、審査請求人に対して文書にて四度目の補正を求めた。また、文書の特定に足る補正がされない場合は、条例第 6 条第 1 項第 2 号に定める公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項の記載に欠け、形式上の不備が認められるため却下することがある旨を申し添えた。

(9) 同月 5 日、審査請求人は、「行政文書公開請求に係る名古屋市情報公開条例第 6 条第 2 項に基づく補正の参考となる情報提供について（依頼）」と題する文書にて、実施機関に対し補正の参考となる情報の提供をするよう主張した。

(10) 同月 9 日、実施機関は、審査請求人が具体的にどの様な文書を希望しているのか回答していないため、行政文書を特定するためにさらにどの様な情報が必要となるのかを判断できないことを理由に、情報提供を行うことは困難である旨回答した。

(11) 同月 12 日、審査請求人は、上記 (10) の回答に対し、再度「行政文書公開請求に係る名古屋市情報公開条例第 6 条第 2 項に基づく補正の参考となる情報提供について（依頼）」と題する文書にて、実施機関に対し補正の参考となる情報の提供をするよう主張した。

(12) 同月 14 日、審査請求人が市政情報室の運営する情報公開請求の窓口である市民情報センターに来所したため、実施機関は補正依頼の内容について口頭にて説明を行うとともに、事務分掌及び行政文書の種類を知りたいという審査請求人の要望に応じて、課の係、分掌事務規程（以下「事務分掌規程」という。）及び行政文書検索目録を情報提供した。

また、補正の仕方が分からないという審査請求人に対して、文書特定に足る補正の一つの例として、「名古屋市情報公開審査会の委員の出欠に係るメール」などを示し、知りたい内容を具体的に記すよう案内した。

(13) 同月 16 日、審査請求人は、上記 (8) の補正依頼に対し、請求する行政文書の名称又は内容を「平成 29 年 3 月 1 日から平成 29 年 4 月 30 日までの市民経済局市民生活部市政情報室長の送受信メール（当該職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が

組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもので、業務内容としては、情報あんしん条例、個人情報保護及び行政文書公開（添付ファイルは除く。）」として回答した。

(14) 同月21日、実施機関は、上記(13)の回答から、審査請求人がどのような行政文書を請求しているのか特定ができないため、条例第6条第1項第2号に定める公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項の記載に欠け、形式上の不備が認められるとして、却下の非公開決定（以下「本件処分③」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(15) 同年9月7日、審査請求人は、本件処分③を不服として、実施機関に対して審査請求を行った。

第4 実施機関の主張

1 各決定通知書によると、実施機関は、公開請求を却下した理由について次のとおり主張している。

条例第6条第1項第2号に定める公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項の記載に欠け、形式上の不備が認められるため。

2 上記1に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 審査請求①について

ア 実施機関は、請求内容から、本件公開請求は行政文書の公開を求めるものではなく、過去の答申の記載内容において審査請求人らの意見が無視された理由を問うものであり、過去の答申への意見や不満を述べるものと認められると判断した。

イ そのため、実施機関は、上記内容を指摘の上、文書にて補正を求めたが、審査請求人からは一切応答がなかったため、公開請求に係る行政文書の特定ができず、本件処分①を行った。

ウ 本件処分①は、請求対象となる行政文書が特定できないため行ったものであるから、本件審査請求は行政文書特定の可否が争点となるところだが、審査請求人らは文書特定の可否については一切主張しておらず、本件処分についての事実経過を除くと、過去の答申、実施機関への不満のみを主張している。したがって審査請求人らは不服申立てをできない

事項に対して審査請求をしていると言える。

エ なお、不服申立事案の答申に対して不服がある場合は、答申を受けた決定又は裁決に対し、行政訴訟を提起すべきであると、書面での教示に加え、再三にわたり審査請求人らに説明してきたところである。行政文書の公開非公開や存否、文書特定の適切性を争う情報公開制度の不服申立ての趣旨を踏まえると、その上でなされた本件審査請求は不服を申し立てる権利の濫用とも判断すべき事案である。

(2) 審査請求②について

ア 実施機関は、二度の補正の結果、本件公開請求②の対象となる行政文書の名称又は内容を「平成28年 5月10日付け審議会の答申において、ハラメント調査委員のA、B及びCが作成したメモを行政文書でないと証明できるもの」と判断した。

イ 審査請求人は、審議会の事実認定に関する証明を求めており、当該答申のうち、審査請求人が不満に思う点について、再度争う意思を述べたものであり、行政文書を求めるものではないため、形式上の不備が認められるとして、本件処分②を行った。

ウ また、本件処分②は、請求すべき行政文書が特定できないため行ったものであるから、本件審査請求は行政文書特定の可否が争点となるところだが、請求人らは文書特定の可否については一切主張しておらず、過去の答申、実施機関への不満のみを主張している。

エ なお、不服申立事案の答申に対して不服がある場合は、答申を受けた決定又は裁決に対し、行政訴訟を提起すべきであると、書面での教示に加え、再三にわたり審査請求人らに説明してきたところである。行政文書の公開非公開や存否、文書特定の適切性を争う情報公開制度の不服申立ての趣旨を踏まえると、その上でなされた本件審査請求は不服を申し立てる権利の濫用とも判断すべき事案である。

(3) 審査請求③について

ア 審査請求人は、請求に係る電子メールは存在するにも拘らず、「特定できない」という理由により公開されないのは、行政機関の悪質な詭弁であると主張している。

イ 条例第 6 条第 1 項第 2 号では、「公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項」を公開請求書に記載を要する事項の一つとして規定している。

ウ また、同条関係依命通達において、「行政文書を特定するために必要な事項」とは、公開請求を受けた実施機関が合理的な努力をすることにより、公開請求の対象となる行政文書を特定することができる程度の記載である」とされている。

エ 本件公開請求③においては、当初「請求する行政文書の名称又は内容」として「平成29年 3月 1日から平成29年 4月30日までの市民経済局市民生活部市政情報室長の送受信メール全て（添付ファイルは除く。）」と記載されていた。

オ 当該記載された請求する行政文書の内容は、形式的、外形的には一見明確であるとも考えられるが、市政情報室における業務は多岐にわたり、メールについても一般的に多種多様な内容のものが送受信されていること、及び行政文書は一般的に内容や性質に応じて分類整理され、様々な場所に保管されるものであることから、行政文書の特定が不十分であった。

カ そこで、審査請求人に対し、情報提供を行うとともに、具体的にどのような文書を希望しているのかが分かるように補正するよう再三にわたり依頼をしてきた。

キ しかし、審査請求人は補正依頼に対して、最終的に「請求する行政文書の名称又は内容」として「平成29年 3月 1日から平成29年 4月30日までの市民経済局市民生活部市政情報室長の送受信メール（当該職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもので、業務内容としては、情報あんしん条例、個人情報保護及び行政文書公開（添付ファイルは除く。））」と記載し回答した。

ク 当該記載された内容のうち括弧書きの前半部分は、条例上の行政文書の定義であり、後半部分は、市政情報室の主要な業務全般を示す抽象的

な名称を記載したものに過ぎない。

ケ 例えば、「行政文書公開」という文言から想定される業務内容は、情報公開条例及び規程に関すること、行政文書公開請求の受付及び公開実施、実費徴収の事務処理、行政文書公開決定等に係る審査請求の受付及び事務処理、情報公開審査会の運営に係る業務、情報公開に係る照会・回答、出資法人及び指定管理者の情報公開に係る業務、附属機関等の会議の公開に係る業務、行政文書公開事務に係る研修など多岐にわたり、審査請求人がその全てに係る行政文書とされたメールを請求しているとは考え難い。

コ また、行政文書が内容や性質に応じて分類整理され、様々な場所に保管されるものであることからすると、特定の職員の受発信したメールであるとして、作成・取得に関与した職員や作成・取得時点の媒体を指定するのみでは、いかなる内容のものが、どの媒体でどこに保管されているのかが不明確であるため、行政文書の特定が不十分である。

サ 以上のとおり、再三にわたり、具体的にどの様な文書を希望するのかを明らかにするよう補正依頼を行ったにもかかわらず、審査請求人からその点について明確な回答がなく、公開請求書及び補正に対する回答に記載された内容では、行政文書の特定が不明確・不十分であり、条例第6条第1項第2号に定める公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項の記載に欠け、形式上の不備が認められるため、本件処分③を行ったものである。

シ なお、審査請求人は、実施機関が補正の参考となる情報提供を行わなかったと主張しているが、窓口での説明において、情報提供として、事務分掌規程を示すとともに、市民情報センターにて行政文書検索目録の閲覧も案内し、その後実際に審査請求人は行政文書検索目録を閲覧している。また、実施機関は審査請求人に対して、補正の具体的な記載例も口頭にて示している。

第5 審査請求人の主張

1 本件各審査請求の趣旨

本件各処分を取り消し、請求内容を満たす行政文書を特定して、開示を求める。

2 本件各審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求①について

平成 27 年 5 月 22 日開催の審議会に係る審査請求人等の意見陳述時、証拠メールを挙証し、事務局及び委員の送受信メールの存在を証明した上、今回請求事案を答申する上で最も重要であるとして、調査及び開示を嘆願した。審議会会長も名市大の行政文書特定漏れ、特にメールがかなりあることが重要であると認識し、当該審議会で提出した書類も含め調査の約束もした。会長が「重要なこと」としたことが、答申において全て無視され記載されていない。これでは意見陳述の意味がない。答申によって回答するとした会長の約束も反故になっている。

一方、この意見陳述時の「ボイスレコーダー」の録音音声は開示されず、当該意見陳述時の議事録は名古屋市にとって都合の悪いことは除かれて作成されていた。今回、市政情報室は当方の審査請求 3 件の意見陳述を同時に行ったが、そのうち 2 件の答申を出す前に、故意に当該意見陳述を記録したボイスレコーダーの録音音声を消去廃棄しており、これは犯罪である。

意見陳述に従うと、名古屋市職員等の虚偽公文書作成及び公文書毀棄という刑法違反行為が証明されるため、名古屋市等に不都合な当方は順番が来ているのにも拘らず、意見陳述の機会が与えられず、極めて重大な人権侵害を受けている。

したがって、名古屋市は法令違反を行っていないことを証明するため、適切な当該理由の分かる文書等の特定を行い、直ちに開示すべきである。

(2) 審査請求②について

平成 27 年 5 月 22 日開催の審議会に係る審査請求人等の意見陳述時、証拠メールを挙証し、事務局及び委員の送受信メールの存在を証明した上、今回請求事案を答申する上で最も重要であるとして、調査及び開示を嘆願した。

審議会会長も名市大の行政文書特定漏れ、特にメールがかなりあることが重要であると認識し、当該審議会で提出した書類も含め調査の約束もした。会長が「重要なこと」としたことが、答申において全て無視され記載されていない。これでは意見陳述の意味がない。答申によって回答するとした会長の約束も反故になっている。

一方、この意見陳述時の「ボイスレコーダー」の録音音声は開示されず、当該意見陳述時の議事録は名古屋市にとって都合の悪いことは除かれて作成されていた。今回、市政情報室は当方の審査請求 3 件の意見陳述を同時に行ったが、そのうち 2 件の答申を出す前に、故意に当該意見陳述を記録したボイスレコーダーの録音音声を消去廃棄しており、これは犯罪である。

意見陳述に従うと、名古屋市職員等の虚偽公文書作成及び公文書毀棄という刑法違反行為が証明されるため、名古屋市等に不都合な当方は順番が来ているのにも拘らず、意見陳述の機会が与えられず、極めて重大な人権侵害を受けている。

したがって、名古屋市は法令違反を行っていないことを証明するため、適切な当該理由の分かる文書等の特定を行い、直ちに開示すべきである。

(3) 審査請求③について

「行政文書検索目録」によって、業務内容の絞り込みを行い、補正回答したにも拘らず、「名古屋市情報公開条例第 6 条第 1 項第 2 号に定める公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項の記載に欠け、形式上の不備が認められるため却下します。」という公開しない理由は理不尽である。

情報公開請求について、請求の趣旨及び理由を聞かなければ特定できないとは、明らかに名古屋市情報公開条例から逸脱しており、行政機関として失格である。条例は市民を規制するが、同時に市職員も規制されなければならない。市民の疑問等に誠実に答えるのは行政機関として最低限の義務である。

本件、請求に係る電子メールは存在するにも拘わらず、「特定できない」という理由により開示されないことは、行政機関の悪質な詭弁である。

「市民の知る権利と行政機関が答える義務」という情報公開の原点を遵守して、改めて対象行政文書の探索を行い、適切に特定開示されたい。

第 6 審査会の判断

1 争点

実施機関が、本件各公開請求に係る文書の特定ができるか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の

保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件公開請求の対象となる行政文書の特定について

(1) 第 6条第 1項について

ア 条例第 6条は、行政文書の公開についての具体的な請求方法を定めたものであり、第 1項では、行政文書の公開を請求する者は、その氏名等のほか、公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項を記載した請求書を提出しなければならないとしている。

イ 同項における公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項とは、公開請求を受けた実施機関が合理的な努力をすることにより、公開請求の対象となる行政文書を特定することができる程度の記載をいう。

(2) 第 6条第 2項について

ア 第 2項では、公開請求書に形式上の不備があると認められる場合に、公開請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めるとしている。また、この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないとしている。

イ 同項における公開請求書に形式上の不備があると認められる場合とは、記載されていない事項がある場合や、行政文書を特定するために必要な事項の記載が不十分であるため、行政文書が特定できない場合等をいい、相当の期間とは、補正を行うのに社会通念上必要と認められる期間をいう。また、補正の参考となる情報とは、行政文書検索目録その他公開請求者が行政文書を特定するために必要な情報をいう。

ウ 請求書が補正を要する場合であって、公開請求者に対し相当の期間を定めて当該請求書の補正を求めたにもかかわらず補正に応じないとき又は公開請求者に連絡がつかないときは、請求を却下し、「行政文書非公開決定通知書」により通知する。

(3) 審査請求①について

ア 公開請求の文言上ある程度は明らかな請求又は、社会通念上、文言上特定できない請求とまでは言えない請求ではあるものの、実施機関の状況においては、なお請求の対象となる行政文書を特定するに足りる程度の記載ではないことが認められる。また、審査請求人の主張は、行政文書の公開を求めるものではなく、過去の答申の記載内容において、審査請求人の意見が反映されなかった理由を問うものであると認められる。

イ 実施機関は、合理的な努力では行政文書の特定ができないことから、上記(2)に基づき、上記第31のとおり、審査請求人に対し、請求の趣旨又は内容を具体的に記入するよう補正を求めたが、審査請求人からの回答がなかったことが認められる。

ウ したがって、文書を特定するために必要な事項の記載に欠け、文書を特定できないとした実施機関の主張について不自然、不合理な点はない。

(4) 審査請求②について

ア 公開請求の文言上ある程度は明らかな請求又は、社会通念上、文言上特定できない請求とまでは言えない請求ではあるものの、実施機関の状況においては、なお請求の対象となる行政文書を特定するに足りる程度の記載ではないことが認められる。また、審査請求人の主張は、行政文書の公開を求めるものではなく、過去の答申の記載内容において、審議会の事実認定に関する証明を求めていると認められる。

イ 実施機関は、合理的な努力では行政文書の特定ができないことから、上記(2)に基づき、上記第32のとおり、審査請求人に対し、請求の趣旨又は内容を具体的に記入するよう補正を求めたが、当該回答の内容からは、具体的にどのような文書を特定すべきか判断できないことが認められる。

ウ したがって、文書を特定するために必要な事項の記載に欠け、文書を特定できないとした実施機関の主張について不自然、不合理な点はない。

(5) 審査請求③について

ア 公開請求の文言上ある程度は明らかな請求又は、社会通念上、文言上特定できない請求とまでは言えない請求ではある。しかし、上記第42

(3)オのとおり、実施機関における業務は多岐にわたること及びメールは、多種多様な内容のものが日々送受信されており、内容や性質に応じて分類整理されている。

イ 実施機関には、電子メールの管理に特化した規程は存在しないが、通常、その性質から行政文書として判断された電子メールは関連する文書とともに事務事業等の単位で簿冊に編綴する又は組織内の共用キャビネットや共有フォルダ等で管理されるものである。この場合、各簿冊等において管理されている文書について、電子メールであることを明記して保存することはないとのことである。この点、本件公開請求のように特定期間、特定職員及び業務全般を示す抽象的な名称を指定したとしても、どのような内容の行政文書がどこに保管されているか不明確であるため、当該組織内の全ての共用キャビネットにある文書や共有フォルダ等を個々確認する必要がある。そのため、行政文書を特定するに足りる程度の記載ではないことが認められる。

ウ 実施機関は、合理的な努力では行政文書の特定ができないことから、上記(2)に基づき、上記第33のとおり、審査請求人に対し、請求の趣旨又は内容を具体的に記入するよう補正を求めたが、当該回答の内容からは、請求の対象となる行政文書の特定が不十分であることが認められる。

エ したがって、文書を特定するために必要な事項の記載に欠け、文書を特定できないとした実施機関の主張について不自然、不合理な点はない。

4 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件各処分の妥当性については、上記において述べたとおりであり、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

5 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第7 審査会の処理経過

1 調査審議までの経過

(1) 審査請求①及び②

年 月 日	内 容
平成28年 8月25日	諮問書の受理

9月30日	弁明書の受理
10月11日	審査請求人に弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知
10月26日	反論意見書の受理

(2) 審査請求③

年 月 日	内 容
平成29年10月 5日	諮問書の受理
11月 6日	弁明書の受理
11月16日	審査請求人に弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知
12月18日	反論意見書の受理

2 調査審議以降の経過

令和 3年 2月26日 (第34回第 2小委員会)	調査審議
令和 4年 2月25日 (第46回第 2小委員会)	調査審議
同日 (第46回第 2小委員会)	審査請求人の意見を聴取
3月25日 (第47回第 2小委員会)	調査審議
4月22日 (第48回第 2小委員会)	調査審議
6月15日	答申
7月13日	答申訂正

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野木昌弘、委員 森絵里、委員 米澤孝充